

行政運営の基本理念・原則となる条例(仮称) 検討報告書(案)の概要

[基本条例の意義・効果]

- ① 行政運営の基本的な方向性が明確化される
- ② 府の役割や責務、市町村や民間団体等との関係の基本が明確化される
- ③ 行政運営や地域づくりに対する意識が深まり、改革・改善等のプロセスが生まれる

[基本条例の方向性]

■ 基本条例のコンセプト

基本条例は、府民とともに目指す社会の姿を描き、それに向かってあるべき行政運営や地域づくりの理念を中心に掲げ、それを実行するための行動原則となる基本的な方向性の大枠(羅針盤)を示すものであること

…「行政基本条例」、「住民自治型自治基本条例」等既存条例の形式を意識せず、府民と合意できる事項を条例化するものであること

- ① 大きな枠組みを示す
- ② 誰もが共有する普遍的な事項を規定する
- ③ 基本理念や原則に新しい視点を盛り込む
- ④ 参画・協働による新しい地域づくりのあり方を示す
- ⑤ 京都らしいやわらかなイメージや表現を使用する
- ⑥ 難しい用語を多用せず、できる限り一般的な言葉を使用する
- ⑦ 行政運営や地域づくりに関わる者全てが共有するものとする
(主体、主語等を特定しない)
- ⑧ 行政運営全般における基本となる条例としての位置づけを示す

■ 基本条例に盛り込むべき内容等

【条例の根幹をなす事項】

◎ 前 文

- ▶ 条例の基本的な姿勢や考え方を規定

◎ 目 的

- ▶ 条例の制定により目指すところを簡潔、明瞭に規定

◎ 3つの基本理念：行政運営の根幹をなす基本的な考え方

- ① 人を大切にし、人がつながり支え合う、心豊かな社会づくり
 - ▶ 府民一人ひとりの個性や能力が尊重され、誰もがその意思に基づいて、社会の一員として参画でき、それが生かされるとともに、多様な価値観のもとで府民同士がつながり、支え合う社会の実現を全ての行政運営の基本とする
- ② 府民を支え、地域の活動を大切にする社会づくり
 - ▶ 現地・現場において、府民や地域の意思と責任による自主的な活動を尊重し、支え、その活動が広がる環境を整えることにより、主体的で自立した府域を実現する
- ③ 多様な主体が共に役割を担う社会づくり
 - ▶ 市町村や地域づくりに参画する府民、民間の団体等、公共の役割を担う多様な主体との連携・協働によって、地域課題に対応した公共活動が豊かに展開される府域を創造し、府民福祉の向上を図る

◎ 5つの基本原則：行政運営の具体的な行動原則

① 府民が起点となり、府民が生かされる府政

- ▶ 府民や地域がその力や資源を生かしていけるよう自主・自立的な地域づくりを優先、尊重するとともに、それらを支え、その活動が府域に広がる環境を整えること
- ▶ 現地・現場の視点で、府民のニーズや声を起点にして共に考えていくこと

② 府民に明確な将来ビジョンを示し、府民の安心と活力の向上を支える府政

- ▶ 多様な主体が行政運営の方向性を共有できるよう、将来の府のビジョンや計画を明確に示すこと
- ▶ 福祉、医療、雇用等府民生活において府民の安心・安全を支え、希望や活力のある府域を実現すること
- ▶ 効果的・効率的な事業実施や健全な財政運営により、安定的で持続可能な行政運営を行うこと

③ 府民によく見える、信頼される府政

- ▶ 行政情報を積極的に提供し府民との共有を図り、府民への説明責任を果たすことによる透明性を確保すること
- ▶ 法令遵守の徹底、個人情報保護など公平・公正な行政運営を行うこと

④ 府民の参画と協働を尊重し、支える府政

- ▶ 府民一人ひとりの個性や能力を尊重し、その思いを受け止めるとともに、それぞれの立場や状況に応じて、誰もが社会の一員として参画・協働できる環境を整えること
- ▶ 府民に政策形成や意思決定のプロセス等への参画を促進すること

⑤ 市町村等との連携・協力による府政

- ▶ 適切な役割分担等市町村との連携・協力によって効率的で利便性の高い行政サービスを実現すること
- ▶ 広域的な視点から総合的な調整機能を発揮すること
- ▶ 政令市である京都市との協調関係を一層強化すること
- ▶ 府域を越える課題等に対して対等な立場で国や他の自治体と連携・協力すること

◎ 府（政）が果たすべき役割の基本

- ▶ 広域自治体であると同時に、府民に対する直接行政を担う2つの側面を踏まえ、地域の特性に応じた地域行政、専門的・広域的行政サービス、広域的な総合調整機能等府が果たすべき役割を規定

【条例に規定することが適切な事項】

○ 公共の領域を共に担う民間活動との関係

- ▶ 民間の公共活動との関係のあり方
- ▶ 幅広い担い手による民間の公共活動の展開
- ▶ 主体的、自立的な民間の公共活動が生かされるための行政の役割

○ 知事等の責務

- ▶ 行政の責任者である首長としての基本的な責務等を規定

- 基本理念・原則を生かす制度・手続等
 - ▶ 既存制度等との整合性に留意しつつ、「住民参画」、「連携・協働」等を保障するための基本的事項を規定
- 行政主体相互の関係
 - ▶ 対等・協力の関係に立つ市町村の個々の活動を尊重し、実情に応じて権限移譲を進め、同時に、広域的な視点から適切に補完する関係を規定
 - ▶ また、政令市である京都市との一層の連携、協調の強化を念頭におくことが必要
- 最高規範性（尊重義務）
 - ▶ 行政運営や地域づくりにおいて常に基本となる条例であることを明らかにし、「目的」条項等で規定

【その他規定について検討を行った事項】

- 二代表制の下での議会との関係の基本
 - ▶ 相互の役割を踏まえた適正な牽制と尊重の関係の基本など規定の方向性について、議会での検討や議会との協議、調整が必要であり、今後の十分な検討と調整を期待